

無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書

我が国は国民皆保険にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療にかかれない方も少なくない。沖縄県内においても、子どもの貧困が全国ワースト1位であり、格差と貧困が広がっており、経済的困難な方が多数おられる。そのような方に対しては、一定の基準を満たせば、社会福祉法第2条第3項第9号の「生活困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（無料低額診療事業）」を実施している医療機関において診療を受けることができる。

しかし、医療分業が進展する昨今において、保険薬局は無料低額診療の対象事業所になれないことから、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関を受診された患者の薬の自己負担はその対象となっていないため、治療を中断する事態も生まれている。

深刻な状況を受け、自治体独自に無料低額診療制度を受けている患者に対し保険薬局での薬代の助成実施が広がっており、利用者から喜ばれている。この制度を確実に生活困難者の受療権を守ることができるよう、安心して無料低額診療事業が受けられるよう、保険薬局を対象事業所とするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣